

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日から 令和 7年10月29日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年11月 5日 午前 9時30分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年11月19日 午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年11月12日 午前 9時00分から 令和 7年11月12日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 380, 000 9, 104, 000	一括	2, 276, 000	110, 077	26, 338
1	2, 610, 000				
2	8, 770, 000				



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 | | |
| | 地 番 | 1405番2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 49.39平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 1405番地2 | | |
| | 家屋 番号 | 1405番2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき・陸屋根3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 16.14平方メートル | |
| | | 2階 | 28.98平方メートル | |
| | | 3階 | 28.98平方メートル | |



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 5日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 | | |
| | 地 番 | 1405番2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 49.39平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 1405番地2 | | |
| | 家屋 番号 | 1405番2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき・陸屋根3階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 16.14平方メートル | |
| | | 2階 | 28.98平方メートル | |
| | | 3階 | 28.98平方メートル | |



令和 7 年(ケ)第 99 号

令和 7 年 5 月 28 日受理

令和 7 年 8 月27 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 佐藤 哲也

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 | | |
| | 地 番 | 1 4 0 5 番 2 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 49.39 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 名古屋市中川区八熊二丁目 1 4 0 5 番地 2 | | |
| | 家屋 番号 | 1 4 0 5 番 2 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき・陸屋根 3 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 16.14 平方メートル | |
| | | 2 階 | 28.98 平方メートル | |
| | | 3 階 | 28.98 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	(照会に対する回答要旨) 1 物件2建物には、誰も住んでおらず、空き家の状態で私が占有しています。 2 物件2建物は、増改築やリフォームはしておらず、不具合ありません。 3 物件1土地の境界について、隣地との争いありません。 (電話による陳述要旨) 1 物件1、2を購入するに際し、不動産業者から一時的に住民票を同所に移すよう言われて移しましたが、私は工事の確認やエアコンの取付の立会等でこの物件に入ったり、1日くらい泊ったことはありますが、住んだことはありません。 2 物件1、2は仲介業者を通じて賃貸していました。今回、このようなことになってしまったので、今年の五、六月頃退去してもらいました。 (電話による陳述要旨)
■ 物件1、2の元賃借人	1 私は、物件2建物に令和元年5月から令和7年5月まで住んでいました。 2 物件2建物内の2階と3階では、小型犬を2匹飼っていたので、ビニール状のクッションフロアを敷き詰めてその上に家具等を置いて生活していました。なお、1階は荷物置場として利用していました。 3 物件2建物の不具合としては、リビングのエアコンが水漏れしていました。エアコンは湿気を排出するために、若干傾けて取り付けようですが、その傾き逆になっているのが原因のようです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 物件1土地及び物件2建物は、債務者兼所有者がサブリースとして購入し、令和元年5月25日から令和7年5月まで賃貸していた。なお、現在は債務者兼所有者が空き家の状態で占有していることが認められる。
- 2 債務者兼所有者及び元賃借人の陳述及び現況確認状況によると、債務者兼所有者は工事の確認やエアコンの取付の立会等で物件2建物に入ったり、1日くらい泊ったことはあるが、住んだことはない。元賃借人は小型犬2匹と住んでいたが、主に2階と3階で生活し、同所にはビニール状のクッションフロアを敷き詰め、その上に家具等を置いていたこともあり、フローリングにペット及び家具等による傷はなかった。なお、1階は荷物置場として利用していたのみであり、同様にフローリングに傷等はなかった。
- 3 元賃借人の陳述のとおり物件2建物内は、家具等を置かれた形跡やキッチンを使用した形跡がないほど良い状態で、ペット臭もなく新築に近い状態であった。
- 4 物件1土地は、物件2建物の敷地として使用されており、北側で道路に接している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 5月28日 (水) 9:00 — 9:10	名古屋法務局	土地建物全部事項証明書交付申請
R7年 5月30日 (金) 9:00 — 9:10	名古屋法務局	公図及び建物図面等交付申請
R7年 6月4日 (水) 14:00 — 14:25	物件所在地	現地確認、物件1土地及び物件2建物(外観)の写真撮影
R7年 6月13日 (金)	郵便	住民票交付申請
R7年 7月10日 (木) 10:00 — 10:50	物件所在地	立入調査(間取確認)、写真撮影(室内)、評価人同行
R7年 8月12日 (火)	郵便	債務者兼所有者に対し照会書送付
R7年 8月18日 (月) 9:13 — 9:23	電話	債務者兼所有者より聴取
R7年 8月19日 (火) 14:20 — 14:30	電話	物件1、2の元賃借人より聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

☒ 令和7年7月10日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

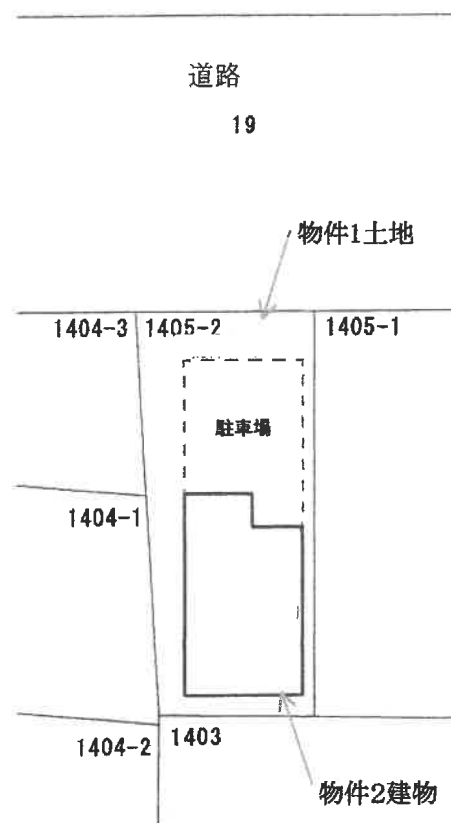
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

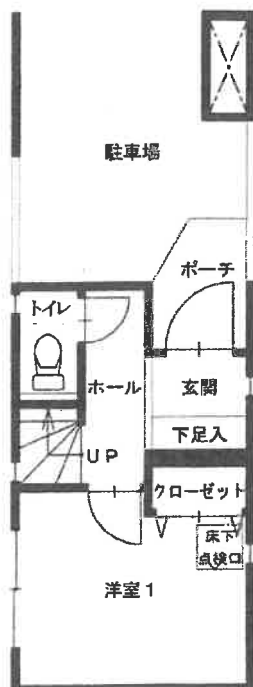
土地建物位置関係図(概略)



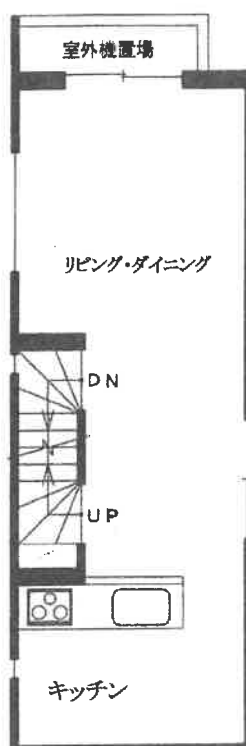
建物間取図(概略)



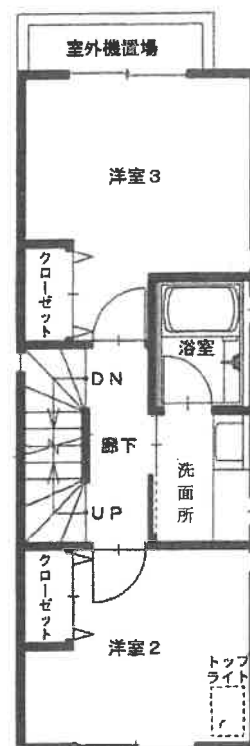
1 階



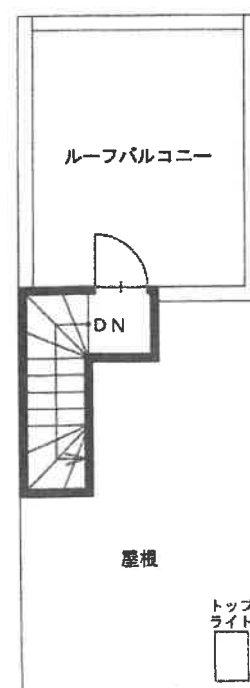
2 階



3 階



P H





① 物件2建物の外観



② 物件2建物の外観

(8 枚目)



③ リビング・ダイニング



④ キッチン

(9 枚目)



⑤ 洋 室 2



⑥ 浴 室

令和 7 年 (ケ) 第 99 号
令和 7 年 6 月 2 日 受 理
令和 7 年 7 月 10 日 現 地 調 査
令和 7 年 7 月 15 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第 2 部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤本 哲太郎

第1 評価額

一括価格	
金11,380,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,610,000円
物件2（建物）	金8,770,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	名古屋市中川区八熊二丁目 1405番2 宅地 49.39m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	名古屋市中川区八熊二丁目 1405番地2 1405番2 居宅 木造スレートぶき・陸屋根3階建 1階 16.14m ² 2階 28.98m ² 3階 28.98m ²	同左
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 東海道本線「尾頭橋」駅 南方 道路距離約 6 5 0 m J R 線等「金山総合」駅 西方 道路距離約 1 . 1 k m 最寄バス停 市バス 尾頭橋停留所 徒歩約 6 分 (附属資料「付近案内図」参照)	
付近の状況	受命物件が属する地域は中川区東端部、中区との境界近くに位置し、新旧一般住宅を中心とする住宅地域である。上記のとおり最寄駅に近く、ショッピングセンター等の商業施設は徒歩圏内にあり、生活の利便性は中川区区内では概ね良好な地域と認められる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域（西方を南北に走る市道西古渡八熊通第1号線の道路端から20mの範囲は近隣商業地域） 60%（近隣商業地域該当部分は80%） 200% 準防火地域 絶対高31m高度地区、緑化地域、大規模集客施設制限地区（準工業地域該当部分のみ）、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内（要安全配慮区域）
画地条件	地積 49 . 39 m ² 間口 約4 . 8 m、奥行約11 . 0 m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	北側で幅員約8 . 0 m舗装道路（市道八熊長町第1号線）にほぼ等高に接する中間画地である。この道路は建築基準法第42条1項の道路として扱われている。	
土地の利用状況等	後記物件2建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	昭和44年、昭和54年及び昭和62年の住宅地図によれば、近くに土壌汚染をもたらすような工場は見られない。ただ、過去地図によると西隣がかつてクリーニング店だったようであるが、名古屋市役所によれば、近くで特に土壌汚染の報告はないとのことである。また、土地の全部事項証明書によれば、昭和56年の土地区画整理法による換地処分時から現在まで不動産業者等の所有する期間を除いて個人の所有であったことが確認された。	

特 記 事 項	①中川区役所によれば、平成12年の東海豪雨時、周辺で特に被害の報告はなかったが、平成20年の豪雨時には周辺（八熊二丁目）では床下浸水の被害が4件報告されている。また、平成21年の台風時と平成25年の豪雨時には特に被害の報告はなかったとのことである。 ②東西両側隣接地、南側隣接地はいずれも一般住宅の敷地として利用されている。 ③名古屋市備付けのハザードマップによると、物件1土地は内水氾濫の場合0.5～1.0m未満の浸水が想定されるとのことである。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）平成30年12月14日新築 経過年数 約 7年 経済的残存耐用年数 約18年
仕 様	構 造 木造 屋 根 スレートぶき、陸屋根 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス 天 井 ビニールクロス 床 フローリング等 設 備 水道、都市ガス、下水等 その他 特になし
床面積(現況)	登記事項証明書記載のとおりと認められる。
現 況 用 途 等	現況用途 一般住宅 間 取 り 3LDK（附属資料7 間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	・物件2建物内部調査の結果、使用された形跡が全く認められない。ほぼ新築に近い状態のまま維持されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	187,000	0.92	49.39	0.95	8,070,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 名古屋中川-24

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $174,000 \text{ 円/㎡} \times 101.3/100 \times 100/98 \times 100/96 = 187,000 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：接面道路の方位(北東) $1.01 \times$ 間口狭小 $0.97 = 0.98$

◇地域格差：街路条件格差、交通接近条件格差等を考慮

イ 個別格差：地積 $0.95 \times$ 間口狭小 $0.97 = 0.92$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：将来の取壊費用の発生を考慮した減価率を△5%と査定

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	180,000	74.10	0.58	7,740,000

ウ 現価率：[残価率3% + (1 - 残価率3%) × {経済的残存耐用年数18年 / (経済的残存耐用年数18年 + 経過年数7年)}] × (1 - 観察減価等20%) = 0.58

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,070,000	0.55	法定地上権	4,440,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times$ オ
1	8,070,000	-4,440,000		0.90	0.80	2,610,000
2	7,740,000	+4,440,000	0	0.90	0.80	8,770,000
一括価格（合計）						11,380,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1土地は狭小な土地であること、またその土地に適合させるために建築された物件2建物はかなり個性的で、需要者が限定されることが等々を考慮した結果、上記のとおり市場性修正が必要と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（名古屋中川－24）

所 在：名古屋市中川区荒江町2913番1外「荒江町29－22」

価 格：174,000円/㎡

位 置：JR東海道本線「尾頭橋」駅の南西方道路距離約800m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：105㎡

供給処理施設：水道、都市ガス、下水

接 面 街 路：北東側幅員約6.0m市道に接面

用途指定等：第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）準防火地域

地域の概要：一般住宅、併用住宅等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

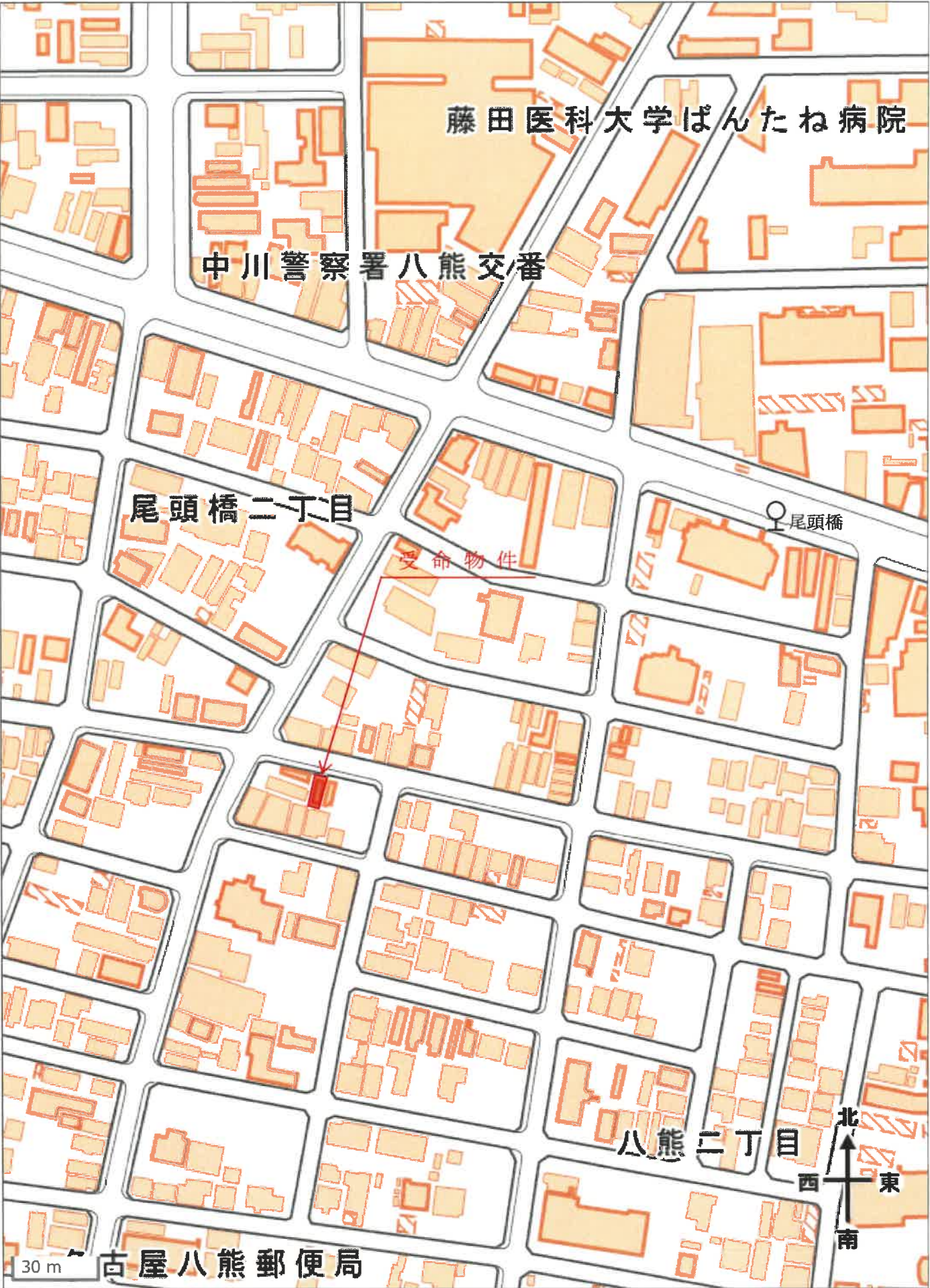
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上



地理院地図 付近案内図

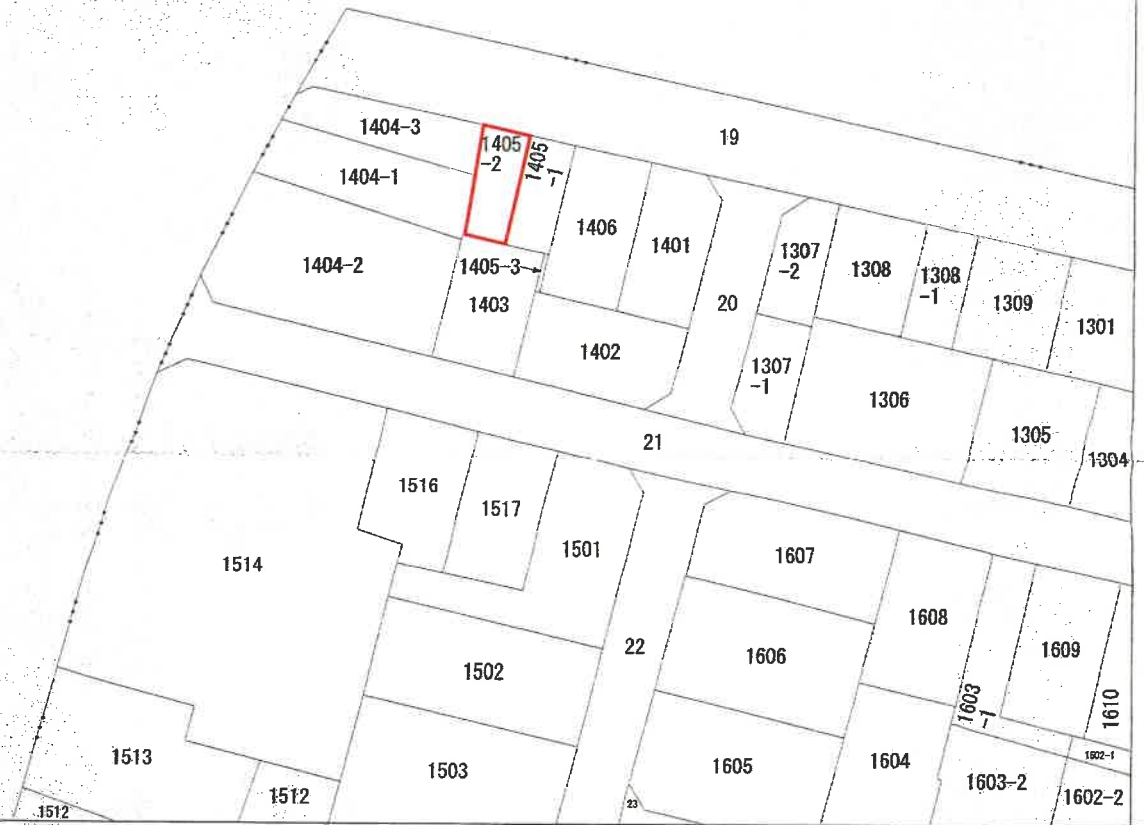
GSI Maps



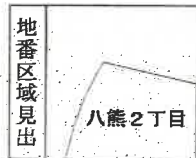
A4判に縮小



土地公図写し



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	名古屋市中川区八熊二丁目				地 番	1405番2		
出力縮	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和56年9月6日				備付年月日(原図)	昭和56年9月7日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月1日
名古屋法務局熱田出張所
登記官

登記年月日：平成30年6月11日

令和7年6月4日 名古屋送務局熱田出張所 登記官

地積測量図

地番 1405-1ないし1405-3

土地の所在 名古屋市中川区八熊二丁目

求積表

地番	① 1405-1					
NO	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)		
77-420	-95000.581	-25170.252	-1.807	171828.67867		
B2	-95000.387	-25172.554	-6.763	643000.87881		
B3	-95100.289	-25175.025	1.807	-171846.239486		
B1	-95101.356	-25170.747	6.763	-643170.470628		
合計				-87.152366		
合計面積				48.5781930		㎡

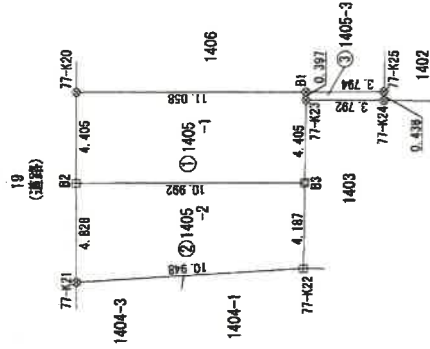
地番	② 1405-2					
NO	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)		
B2	-95000.587	-25172.554	-2.233	212235.047771		
77-421	-95008.498	-25177.258	-6.536	621408.422828		
77-422	-95009.282	-25179.080	2.233	-212356.710036		
B3	-95100.288	-25175.025	6.536	-621575.547728		
合計				-40.790065		
合計面積				48.390025		㎡

地番	③ 1405-3					
NO	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)		
B1	-95101.356	-25170.747	0.467	-44412.33322		
77-423	-95101.281	-25171.133	-1.278	121539.411556		
77-424	-95104.947	-25172.025	-0.467	44414.010249		
77-425	-95105.053	-25171.600	1.278	-121544.251734		
合計				-3.169179		
合計面積				1.5845895		㎡

基準点座標一覧

基準点種別	点名	X座標	Y座標	備考
名古屋市区画測量点	10-08-117	-95082.727	-25105.211	金属板
名古屋市区画測量点	10-08-118	-95087.136	-25151.027	金属板
名古屋市区画測量点	10-08-122	-95122.981	-25155.481	金属板
名古屋市区画測量点	10-08-119	-95107.254	-25088.693	金属板

(平成30年6月4日測量 世界測地系7系 絶対誤差0.0000008)



単位：m

境界点	境界線の種類
田	コンクリート板
区	プラスチック板
区	金属板
区	金属プレート
△	刻印
○	計算点
+	明照点

作成者

申請人

縮尺 1/250

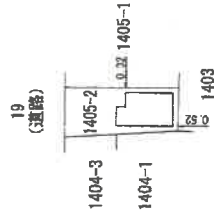
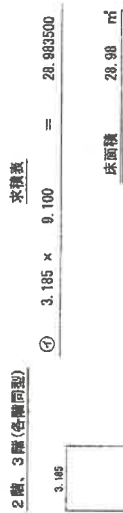
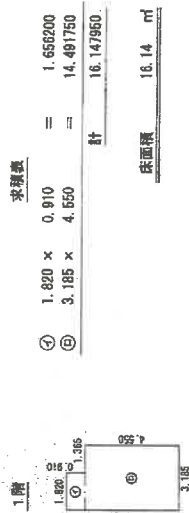
登記年月日：平成31年8月13日

これは図面に記録されている内容を確認した書面である。
令和7年4月1日 名古屋法務局熱田出張所 登記官

各階平面図

建物図面

家屋番号	1405番2
建物の所在	名古屋市中川区八幡二丁目1405番地2



作成者

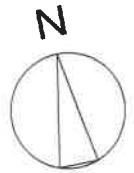
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

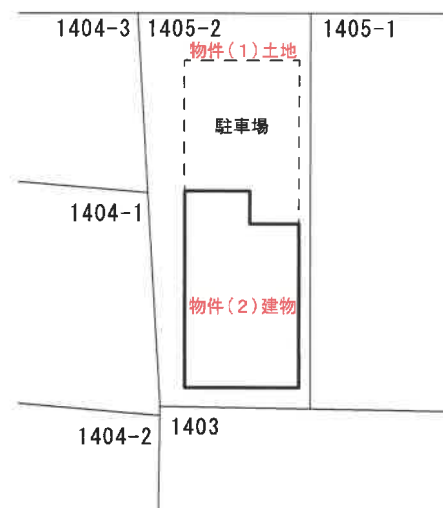
A4判に縮小

土地建物配置図（概略）

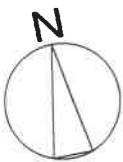


19

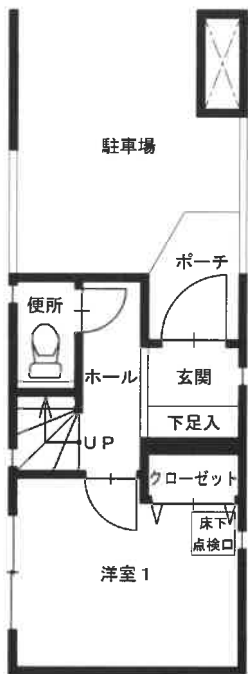
市道 八熊長町第1号線



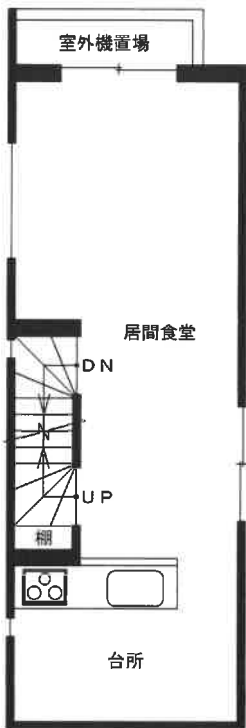
間 取 図 (概 略)



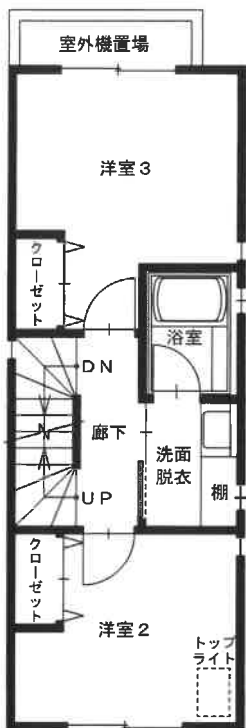
1 階



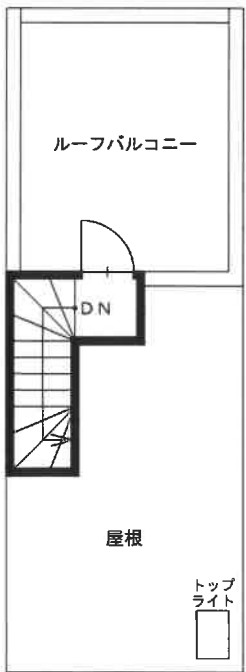
2 階



3 階



P H



現況写真

